

こ青第524号
令和2年5月22日

関係小学校長様

こども青少年局企画部青少年課
放課後事業担当課長

臨時休業措置の終了と6月1日からの学校園の再開に伴う
児童いきいき放課後事業の対応について（通知）

このたび、5月21日付けで大阪府が緊急事態宣言の対象地域から解除されたこと及び大阪府域における感染の状況を踏まえ、臨時休業措置は令和2年5月31日（日曜日）をもって終了し、6月1日（月曜日）から学校園を再開することとなりました。

これをうけて、児童いきいき放課後事業の取り扱いについて、次のとおりとします。

つきましては、関係小学校においては、内容をご確認の上、児童いきいき放課後事業と学校との連携対応にむけて、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

○児童いきいき放課後事業の対応について

① 令和2年6月1日（月）～6月14日（日）（うち平日10日間）

上記の期間について、引き続き、いきいきも通常の活動は休止となります
が、各小学校において平日に受入れを行う児童については、原則14時30分以降の時間でいきいき活動において受入れを行います。なお、受入れは最長18時00分を原則とします。

② 6月15日（月）～

通常の児童いきいき放課後事業を再開します。しかしながら、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があることから、当面、家庭でお子様の監護が可能な方は参加自粛の協力を求め、こまめな手洗い・換気の実施など感染防止対策に留意し実施します。感染防止の観点から、必要に応じて、活動室をお貸しいただきますようお願いします。また、土曜日も再開予定です。

※今後、保護者あての「いきいき活動への参加自粛を求めるお願い」を送付する予定です。配布・HP周知等へのご協力お願いいたします。